

平成 28 年度 知財ビジネス評価書作成支援 公募要領（伴走型支援枠）

平成 28 年 6 月

中小企業知財金融促進事業事務局

（受託事業者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

1. 伴走型支援の目的

伴走型支援では、「金融機関による知財を切り口とした中小企業の支援の促進」、「金融機関内での知財金融の普及・促進」の実現を目的としています。

2. 伴走型支援の内容

（1）全体の構成

伴走型支援では、次の 2 段階の支援を実施いたします。なお、A は採択された全ての金融機関を対象に実施し、B は原則として A を実施した金融機関のうち希望される場合に実施いたします。

- | |
|-----------------------------|
| A. 個別企業を単位とする経営支援に係る伴走型支援 |
| B. 金融機関の組織的取り組みの推進に向けた伴走型支援 |

（2）A. 個別企業を単位とする経営支援に係る伴走型支援

A の「個別企業を単位とする経営支援に係る伴走型支援」では、次の 2 つの支援を実施いたします。

- | |
|--------------------------|
| A-1. 知財ビジネス評価書のカスタマイズ・評価 |
| A-2. 中小企業における事業成果の創出支援 |

「A-1. 知財ビジネス評価書のカスタマイズ・評価」では、特許等の知的財産¹を活用している中小企業の事業を適正に評価し、金融機関が中小企業の事業成果創出にむけた支援を行なうために、中小企業の知財ビジネス評価書を無料で作成・提供いたします。

伴走型支援で使用する知財ビジネス評価書は、金融機関が特許等の知的財産を活用している中小企業の事業成果創出に向けた支援方針の検討にあたり、客観的な評価に基づく判断の補強材料としてご活用いただくため、支援内容に基づきカスタマイズすることを想定しています。

「A-2. 中小企業における事業成果の創出支援」では、金融機関の支援先の中小企業における具体的な事業成果の創出に向けた支援を行います。具体的には、「A-1. 知財ビジネス評

¹ 知的財産について：

本事業で知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権としています。

価値のカスタマイズ・評価」で抽出された経営課題をもとに、外部専門家等を紹介・派遣し、課題の解決の支援をいたします。

(3) B.金融機関の組織的取り組みの推進に向けた伴走型支援

Bの「金融機関の組織的取り組みの推進に向けた伴走型支援」では、次の2つの支援を想定しており、応募する金融機関はいずれか1つの支援を受けることができます。

- B-1. 知財金融に関する本部施策の組織内展開の支援
- B-2. その他の支援

「B-1. 知財金融に関する本部施策の組織内展開の支援」では、知財金融に関する取り組みを金融機関内で展開・推進する上での支援をいたします。

具体的には「認知向上」「業務プロセス・ツールの整備」「インセンティブの付与」「スキル習得機会の提供」の仕組みとしての構築に向けた分析やアドバイスを行うことを想定しています。（※機関内部での調整は採択機関の担当者が行っていただきます。）

「B-2. その他支援」では、金融機関における経営管理と知財金融の整合性向上等の観点から、知財金融の取り組み促進につながるような支援をいたします。

なお、上記B-1、B-2のいずれにおいても、実施にあたっては各金融機関の個別課題を把握の上で実施内容を検討します。

2. 募集について

(1) 募集内容

件名	知財ビジネス評価書作成支援
募集期間	<p>応募開始：平成 28 年 6 月 20 日</p> <p>※ただし採択予定件数に達し次第終了</p> <p>■事前連絡について</p> <p>伴走型支援への応募を検討される金融機関は、応募を予定されている内容などについて、必ず事務局に対し事前連絡をするようにしてください。（事前連絡なしの応募は受け付けることができませんので、応募を検討される金融機関は、事務局にご一報をお願いいたします。）</p> <p>⇒ 事務局：TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp</p> <p>■事前連絡の期限　－　2016 年 7 月 20 日（水）17:00</p> <p>伴走型支援の応募に関する「事前連絡」の期限は、平成 28 年 7 月 20(水)17:00 までとさせていただきます。（上記期限以降の事前連絡は受け付けることができませんのでご了承ください。）</p>
募集形式	公募
採択予定件数	<p>合計 30 件程度</p> <p>（1 金融機関につき複数件を採択する可能性があります）</p>

(2) 応募資格（下記の応募資格の全てを満たす機関であること）

■応募資格

<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業等への融資を行っている金融機関であること。 ● 採択された場合に、ご利用いただいた金融機関として、金融機関名を公表することに同意できること。 ※ 評価の対象となった企業の名称公開は任意です。 ● 応募申込書に記載した内容等について、事務局による応募者へのヒアリングが可能であること。 ● 伴走型支援事業の利用後に事務局による応募者へのヒアリングが可能であること。 ● 知財ビジネス評価書利用後 5 年間、金融機関内部での評価書の活用状況等についてフォローアップ調査への協力が可能であること。 ● 企業の技術力や知的財産等を何らかの形で評価することに関心があること。 ● 伴走型支援に対して担当者個人ベースではなく、組織的に対応することができること（全社的な検討が行えること）。 ● 上記に照らして、現在自社内で展開している関連施策との関係、伴走型支援の位置付けが明確となっていること。 ● 伴走型支援を行うに当たり積極的な試行・実証ができるよう、対象となる適切な中小企業を複数提案できること。 ➢ 対象企業が、特許、実用新案、意匠、商標のいずれかを有していること。 ➢ 対象企業の内諾を得ることができ、また弊社および調査会社によるヒアリングが
--

可能であること。

➤ 対象企業が次のいずれにも該当しない者であること

* 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

* 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

* 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

* 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 伴走型支援に際して評価のみならず、支援の部分で積極的に事務局が提案する専門家や事業(例えば知財総合支援窓口等)の活用を検討し得ること。
- 伴走型支援の成果を積極的に社内に展開すること。
- その他、応募要領に記載されている内容に承諾できること。

※ヒアリング等を通じて得た内容につきましては、特許庁に事例として報告をさせていただきます。また貴社及び案件当事者の同意を前提として事例として公表させていただく場合があります。

(3) 応募方法

応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容にご同意いただいたうえで、以下の書類を「③提出場所」に記載の宛先まで電子メールもしくは郵送にてお送りください。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせていただきます。

①提出書類

1) 応募申込書(応募書類)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※提出書類の返却は致しませんので、ご了承ください。

②提出期限

平成28年6月20日より随時提出いただけます。ただし、年度の途中で採択予定件数の上限に達した場合は、募集を締め切らせていただきます。

■事前連絡について

伴走型支援への応募を検討される金融機関は、応募を予定されている内容などについて、必ず事務局に対し事前連絡をするようにしてください。(事前連絡なしの

応募は受け付けることができませんので、応募を検討される金融機関は、まずは事務局にご一報をお願いいたします。)

⇒ 事務局：TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

■事前連絡の期限 ー 平成 28 年 7 月 20 日 (水) 17:00

伴走型支援の応募に関する「事前連絡」の期限は、**2016 年 7 月 20 日 17:00 まで**とさせていただきます。(上記期限以降の事前連絡は受け付けることができませんのでご了承ください。)

③提出場所

- ・メールでの応募の場合

E-mail: ipf@murc.jp

※メールの件名は、

①一般公募の場合は、件名を「知財ビジネス評価書 一般応募」

②伴走型支援の場合は、件名を「伴走型支援応募」

と記載してください。

- ・郵送での応募の場合

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
中小企業知財金融促進事業事務局
上野 翼

※封筒に「知財ビジネス評価書応募書類在中」と朱書きすること。

3. 結果の通知について

* 応募いただいた案件から随時選定を行い、採択・不採択に関わらず結果を通知します。

(調査の開始時期については、ご相談をさせて頂く場合があります。)

* 採択されなかった場合についての応募書類につきましては当社にて書類を廃棄します。

* 特定の地域、金融機関、伴走型支援の内容に係る応募が集中した場合は、本事業を広くご利用いただきたい趣旨から採択する案件を制限させていただく可能性があります。

4. 個人情報保護

提出頂いた個人情報は、当社の「個人情報保護方針」

(<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>) に従って、適切に取扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

(1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、選考等に係る当社からの連絡にのみ使用します。また選考書類使用後は当社にて書類を破棄します。案件が採択された方については、知財ビジネス評価書に係る業務終了時に書類を破棄します。

(2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

(3) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、当社以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

(4) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。但しご依頼した資料をご提供いただけない場合、選考の対象から外れる場合があります。

(5) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

個人情報保護に関するお問い合わせ先：

(特許庁受託事業) 中小企業知財金融促進事業事務局
三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
知的財産コンサルティング室 担当：上野（うへの）
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

5. 問い合わせ先

(特許庁受託事業) 中小企業知財金融促進事業事務局
三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
知的財産コンサルティング室 担当：上野（うへの）
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

【参考】 平成 27 年度の支援実績について

平成 27 年度は 63 の金融機関からの依頼に基づいて、150 件の知財ビジネス評価書を作成しました。

**平成27年度知財ビジネス評価書
提供金融機関**

63機関に150件の評価書を提供
(26年度実績 22機関51件)



北海道	1機関
(地銀)北洋銀行	
東北	5機関
(地銀)秋田銀行、荘内銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行	
関東	25機関
(都市銀)みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行 (地銀)群馬銀行、千葉興業銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、静岡銀行、京葉銀行、東京スター銀行長野銀行、静岡中央銀行 (信金)鹿沼相互信用金庫、横浜信用金庫、かながわ信用金庫、朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、巣鴨信用金庫、長野信用金庫、磐田信用金庫、遠州信用金庫 (政府系)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫	
中部	9機関
(地銀)大垣共立銀行、百五銀行、愛知銀行、名古屋銀行、北陸銀行 (信金)新湊信用金庫、大垣信用金庫、高山信用金庫、北伊勢上野信用金庫	
近畿	6機関
(地銀)近畿大阪銀行、福邦銀行 (信金)奈良中央信用金庫、神戸信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、西兵庫信用金庫、但陽信用金庫 (信組)兵庫県信用組合	
中国	5機関
(地銀)鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、山口銀行、もみじ銀行	
四国	2機関
(地銀)百十四銀行、四国銀行	
九州	3機関
(地銀)肥後銀行、大分銀行、豊和銀行	
沖縄	1機関
(地銀)琉球銀行	